

Title	住宅バウチャー：アメリカの経験に学ぶ
Sub Title	
Author	駒井, 正晶(Komai, Masaaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2005
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.73
JaLC DOI	
Abstract	近年、我が国の住宅政策の考え方に大きな変化が見られる。そのうち、大きなものの一つは、従来の供給面あるいは直接供給を中心とする発想を大きく改めて「供給面から需要面へ」あるいは「直接供給から居住者補助へ」と全面的に転換していることである。居住に関するヒューマンセキュリティの観点から我が国の住宅政策の中心を担ってきたのは、低所得世帯を対象とした公営住宅であったが、これに対する代替案として、用途を制限した、消費者に対する直接補助金であるバウチャーが注目されるようになってきた。本稿では、アメリカにおける過去30年の住宅バウチャー実施の経験や政策論争について検討し、バウチャーによって現在の我が国の公営住宅が抱える問題の多くを回避する可能性があることを明らかにした。また、導入を検討する際の重要な論点として、(1)家賃上昇、(2)既存公営住宅の扱い、(3)水平的公平の3つを指摘し、それらの具体的意義を検討した。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000073-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

住宅バウチャー：アメリカの経験に学ぶ

駒井正晶 *

2005 年 7 月

21 世紀 COE プログラム

「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

本稿は、日本経済政策学会第 62 回全国大会（2005 年 5 月、法政大学）における報告に加筆修正したものである。報告に際して、黒川和美教授（予定討論者）の他、戸田常一、山崎朗両教授から有益なコメントをいただいた。また、本稿の改訂に際して、中川雅之教授から懇切なコメントをいただき、改善に大きく役立った。これらの方々に深く感謝する。ただし、本稿に含まれる誤りはすべて著者の責任である。

* 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科／総合政策学部（komai@sfc.keio.ac.jp）

住宅バウチャー：アメリカの経験に学ぶ

駒井正晶

【概要】

近年、我が国の住宅政策の考え方に大きな変化が見られる。そのうち、大きなものの一つは、従来の供給面あるいは直接供給を中心とする発想を大きく改めて「供給面から需要面へ」あるいは「直接供給から居住者補助へ」と全面的に転換していることである。居住に関するヒューマンセキュリティの観点から我が国の住宅政策の中心を担ってきたのは、低所得世帯を対象とした公営住宅であったが、これに対する代替案として、使途を制限した、消費者に対する直接補助金であるバウチャーが注目されるようになってきた。本稿では、アメリカにおける過去30年の住宅バウチャー実施の経験や政策論争について検討し、バウチャーによって現在の我が国の公営住宅が抱える問題の多くを回避する可能性があることを明らかにした。また、導入を検討する際の重要な論点として、(1) 家賃上昇、(2) 既存公営住宅の扱い、(3) 水平的公平の3つを指摘し、それらの具体的意義を検討した。

キーワード：住宅バウチャー、住宅補助、住宅政策、公営住宅、社会実験

はじめに

近年、我が国の住宅政策の考え方に大きな変化が見られる。そのうちでも大きなものの一つは、「供給面から需要面へ」あるいは「直接供給から居住者補助へ」という従来の政策からの全面的転換である。このような動きの中で我が国では新しい政策手段の一つとしてバウチャーが注目されるようになってきた（たとえば、中川 2002、山崎 2004 など）。

筆者は、「戦後の住宅政策の回顧と展望：供給重視政策から需要重視政策へ」と題する論文（駒井 1989）において、バウチャー導入へ向けての検討を開始することを提案した。同論文でもアメリカの事例を簡単に紹介したが、この時点では、アメリカの住宅バウチャーも試行段階から本格化したばかりの時期であり、バウチャーの「約束」は知られていたが、その「成果」は未だほとんど明らかではなかった。本稿は、アメリカにおける過去 30 年の住宅バウチャー実施の経験や政策論争について文献を整理し、我が国に対する示唆を得ることを目的としている。

なお、類似した住宅補助政策がドイツ、イギリス、オランダをはじめとする諸国にも存在するが（Priemus 2000 に詳しい）、より広義の概念である住宅手当一般ではなくバウチャーに焦点を合わせた整理を行うこと、および制度導入以前からの活発な政策論争等に関する資料を得やすいこと等を考慮し、アメリカの例を参考とすることにした。

以下では、まずバウチャーの一般的定義を明らかにし、他分野を含めた近年のバウチャーを巡る議論を概観した後、現行のアメリカの住宅バウチャーである Section 8 Housing Choice Voucher Program のシステムを紹介する。続いて、バウチャーの経済的インプリケーションについて、受給者の厚生上の影響および住宅サービス消費量に与える影響を中心として簡単に整理する。第 2 に、1974 年における Section 8 Existing Housing Program の導入に始まるアメリカの住宅バウチャー導入の経緯と現状について紹介する。第 3 に、1990 年代に入った頃から始まった住宅バウチャーを巡る主要な政策論争について概観し、最後に、これらを通じて得られる我が国の住宅政策への示唆をまとめる。

1 バウチャーの定義と住宅バウチャーの具体例

1-1 バウチャーの定義と事例

バウチャー（voucher）は「個人に対して、制約された財やサービスのセットからの選択を行わせる有限の購買力を与える補助金」（subsidy that grants limited purchasing power to an individual to choose among a restricted set of goods and services）と定義される¹⁾。すなわち、バウチャーは補助のための「制度」であり、「受給券／切符／クーポン」等といった表現がしばしば見られるのは、その給付の典型的な形式に着目したものである。Steuerle（2000）は、上記の定義に以下のような説明を加えている。

1) Random House Dictionary of the English Language, 2nd. Edition による。Steuerle(2000) より引用。

- (1) 購買力は個人に対し、直接的または間接的に与えられる：すなわち、実際の支払いは消費者に行われる場合もあれば、供給者（住宅の場合は家主）に行われる場合もある。
- (2) バウチャーは支出あるいは、租税補助（tax subsidy）のどちらの形でもあり得る。
- (3) バウチャーの額には通常は上限（cap）がある。
- (4) 受給者は財やサービスの供給者を選択することができるが、一方で購入可能な財やサービスに制約がある。

これはおそらく、バウチャーの最も広い定義に属するものと考えられる。たとえば、(2)に含まれる租税補助（租税優遇措置）は、低所得者への補助としては有効でない場合が多く、現実には極めて限定される。また、補助の上限に関しても、目的とする補助政策にそもそも上限がなければ必ずしも必要ではなく、バウチャーの性格を規定する条件ではない。おそらく、最も重要な性格は(4)に含まれる、消費者の選択権の確保と用途制限である。以上のように幅広いものであるが、政策手段としてのバウチャーが、しばしば現金による直接的な所得再分配や実物による補助（供給サイド）と比較されるのは、主として(4)の性格に関連している。

バウチャーは住宅だけではなく様々な財・サービスの消費を対象とした補助政策の手段として用いられてきた。経済学の分野では、ミルトン・フリードマンの提案による教育バウチャーが有名であるが、これの実施についても長い間の論争がある。住宅、教育以外に比較的よく知られているものとしては、食料品、雇用・職業訓練、子育て、医療サービス、交通などがある²⁾。我が国でも、総合規制改革会議による能力開発、社会保障分野でのバウチャーの導入の提案、2000年の経済対策策定に際してのITバウチャーの提案などが知られている。これらと比べるとまだ萌芽的ではあるが、住宅バウチャーが注目されるようになってきたのは上述の通りである。

1-2 住宅バウチャーの具体例

現行のアメリカの住宅バウチャーは、最近まで住宅サーティフィケート（housing certificate）と呼ばれていたプログラムとバウチャーが統合されたものである。両者は、共に連邦住宅法第8条(Section 8)の中のプログラムであったが、サーティフィケートが先行し、後にバウチャーが導入された経緯がある（後述）。この2つは、どちらも上述の広義のバウチャーに含まれるものであるが、明らかな相違があり、アメリカでは1990年代末まで別の制度として運営されてきた。

ともに、非常に低所得の世帯（地域の中位所得の50%以下）に対して、クーポン（サーティフィケートまたはバウチャー）が支給され、受給者はこれを家賃の支払いの一部に充当することができる。受給者の住宅選択には制約がある。一つは、住宅が規模と品質に関する最低限の基準を満たすことであり、バウチャーとサーティフィケートに共通している（この条件を継続して満たしていることを確認するために、年に1度の検査を受ける）。サーティフィケートには、更に、世帯が「公正市場家賃」

2) Posner, et al.(2000)に様々なバウチャーのサーベイがある。また、内閣府(2002)にも、バウチャー概念の優れた解説とともに、事例の簡単なサーベイがある。

(fair market rent) を超える家賃を支払ってはならない（公正市場家賃より高額な家賃の住宅に住んではならない）という制約があった。公正市場家賃とは、住宅都市開発省によって地域別（住宅市場別）、世帯規模別に定められた、低所得世帯の居住に適した良質な（規模と品質に関する基準を満たした）住宅の市場家賃水準である。現在では、各住宅市場の家賃分布の下位から 40% の水準と定められている。一方、バウチャーの場合は、受給者の住む住宅の家賃に制約は設けられていない（後述）。

サーティフィケートでは、受給資格のある世帯は、所得の 30% を家賃として支出し、それと実際の家賃との差額をサーティフィケートとして受け取る。一方、バウチャーでは、公正市場家賃と所得の 30% との差額がバウチャーとして与えられる。すなわち、2つのシステムにおける補助額、あるいはバウチャーの額面は以下の通りである。

サーティフィケートにおける補助額＝現実の家賃－0.3×所得

ただし、現実の家賃＜公正市場家賃

バウチャーの額面＝公正市場家賃－0.3×所得

このように、2つの制度は、補助額の算定式に含まれる「家賃」が異なるだけであるが、この結果、バウチャーの方が受給者により大きな自由を許す形になっていることが重要である。バウチャーでは、自己負担額を増やせば、どのような高額の家賃の住宅に住むのも自由であり、バウチャーの額面、すなわち補助額はそれとは無関係に定まる。一方、サーティフィケートでは、高額な家賃の住宅に住めば、一定額までは補助額が増えるが、住むことのできる住宅の家賃には上限がある。また、規模と品質の基準に合致し、家賃が低い住宅を市場で見つけることができれば、バウチャーの受給者は公正市場家賃と実際の家賃の差額に相当する額を住宅費以外の支出に充てることができるため、市場で低家賃の良い住宅を探すインセンティブが存在している。一方、サーティフィケートの場合は、公正市場家賃と実際の家賃の差額は補助額の減少を意味するため、このようなインセンティブは存在しない。

なお、バウチャーとサーティフィケートはともに、住宅手当（housing allowance）と呼ばれることがある。住宅手当は、現金による補助という側面を強調する表現であるが、上記の広義のバウチャーより一般には更に広い概念であり、(4) に含まれる財やサービスの制限を伴わない現金移転も、それが住宅との関連をうたって支給されていれば含まれることがある。アメリカのバウチャーも導入の検討段階では、住宅手当と呼ばれることが多かった（たとえば、Bradbury and Downs 1981, Lowry 1983）。以下では、バウチャーあるいはサーティフィケートに関する初期の議論を紹介する場合には、住宅手当という用語を使うこともある。

1-3 住宅バウチャーの経済学

住宅バウチャーは既にアメリカの住宅政策の中心的存在となっているため、都市経済学の教科書でも政策効果等について比較的詳しい説明がある。たとえば、学部レベルの代表的な都市経済学教科書

といわれる O'Sullivan(2003) では、公営住宅、バウチャー、サーティフィケートの効果が現金移転とも比較して、無差別曲線分析を用いて説明されている。受給者の効用水準の向上効果、住宅サービス消費の増加効果の2つの面から、簡単に整理すると、以下の通りである³⁾。

- (1) 補助額が等しいとき、現金給付の受給者の効用水準は、公営住宅に入居する場合より高い。また、公営住宅への入居は受給者の効用水準を高めるが、住宅サービス消費を減少させる場合がある。
- (2) サーティフィケートやバウチャーは、場合により受給者にとって現金給付と等しいので、公営住宅より高い効用水準を達成できる。この場合にも、住宅需要の所得弾力性に依存して、住宅サービス消費は増加する。
- (3) バウチャーは同額のサーティフィケートより受給者の効用水準を大きく上昇させる。一方、どちらのプログラムが住宅サービス消費をより大きく増加させるかは、受給者の住宅選好の程度や需要の所得弾力性に依存する。

このように、住宅サービス消費水準の向上（居住水準の向上）の他に、受給者の効用水準の向上を重視するのが経済分析の特徴である。このため、現物給付（in-kind transfer）より現金給付に近いバウチャーは経済学者に支持されやすい傾向がある⁴⁾。他分野では、受給者の効用水準という側面は、ほとんど考慮されないか、あるいは逆に、現金給付との類似性が「ばらまき」であるといった批判の原因ともなっている。

また、バウチャー一般のメリットとして経済学者等が重視する選択の自由は住宅に関しても同様である。特にアメリカでは、居住地選択の自由は一般的な意味で好ましいというに止まらず、セグリゲーション（segregation：マイノリティや低所得者等に対する居住地の制約や差別）の解消・緩和が大きな政策課題であると考えると考えられるため、重要な意味を持っている。

また、住宅バウチャーは、バウチャーが財やサービスの直接供給方式に対して一般的に持つ以下のような2つの利点も有している。

一つは、資格を有し（所得基準等、プログラムの定めた基準を満たし）、かつ希望する世帯をすべて援助の対象とすること（エンタイトルメント＝entitlement）が原理的に可能であり、政策対象者のごく一部が手厚い援助を受ける一方、同様の資格を有する他の者が全く恩恵に与らないことになりがちな公的直接供給方式の難点を回避できる（水平的公平の確保）。

第二に、所得上昇等により資格を失った世帯を自動的に補助対象から排除できるため、援助対象世帯を常に本来のターゲットに限定することができる（援助の効率性の確保）。また、この場合にも、バウチャーであれば、補助対象でなくなった後も当該世帯は同一の住宅に継続して居住することが可能である。

3) O'Sullivan (2003) 第18章。

4) 一方、現実には現物給付が支配的な形態であることは事実であり、これには、ターゲット効率性を達成しやすい（Nichols and Zeckhauser 1982）、受給額増加を目指した潜在的受給者の戦略的行動を阻止しやすい（Bruce and Waldman 1991）といった利点があるため、現物給付が支持されることがあると説明されている。

2 アメリカにおける住宅バウチャー導入の経緯と現状

2-1 公営住宅の問題と代替案

アメリカの住宅政策は、大恐慌時にニューディール政策の一環として実質的に始まったが、低所得世帯の居住水準を改善するための施策の中心は、1970 年頃までは、供給サイドの政策である公営住宅（public housing）であった。

しかし、1960 年代後半頃になると、公営住宅は、大きな問題を抱える政策手段であると考えられるようになった。一つは、非効率で対象世帯当たりのコストが高いことであった。後に行われたいくつかの研究によると、公営住宅の 1 世帯当たりコストは、バウチャーの場合の 2 倍から 3 倍であるという結果が得られている（Struyk and Bendick 1981, Lowry 1983, Hounstein 1986）⁵⁾。もちろん、このコスト差には、効率性の差の他に、バウチャーでは既存住宅ストックを活用できることによる費用削減が含まれている。

第二に、公営住宅が低所得世帯の集中居住をもたらし、居住者の社会参加を結果的に制約していることが指摘されていた。この問題は、いくつかの大規模公営住宅プロジェクトの明白な失敗が明らかになったこともあり、大きな社会的問題となった。一方、市場では住宅ストックに占める低品質の住宅の割合は減少し、低所得者の支払い能力（affordability）が主要な住宅問題となっていると認識されるようになった。

すなわち、この頃には、アメリカの低所得世帯にとっての住宅問題は、市場では十分な供給が行えないこと、つまり住宅市場が適切に機能しないことではなくなったと認識されたのである。

供給側の政策に代わる需要側の政策として注目されたのがバウチャーである。この時期には、教育バウチャーに関する議論も盛んになっていたし、アメリカでは、食料切符（food stamp）の制度が既にあり、バウチャーという制度は全く新規なものというわけではなかった。しかし、長い伝統を持つ公営住宅政策からの転換には様々な議論があった。主要な議論は、

- (1) プログラム運営の困難さやそれに伴う費用はどれくらいか、
 - (2) 高費用や集中居住など、公営住宅の問題点の解決策になるか、
 - (3) 現金に近いバウチャーによって、どれくらいの居住水準（受給者の住宅サービス消費量）の向上が期待されるか、
 - (4) 受給者は与えられた選択権を生かすことが可能か、
 - (5) 供給増加を伴わない需要側の政策は、家賃や住宅価格を上昇させるのではないか、
- といったことであった。

これらのうち、バウチャーの最大の問題点と考えられたのは、(5) である。

2-2 住宅手当実験プログラム（EHAP）

1967 年から 68 年にかけて、都市住宅に関する大統領委員会（通称、カイザー委員会）は住宅手当

5) 費用比較の理論的基礎および過去の研究例の紹介は、Olsen（2000）を参照。

制度について広範な検討を行った結果、この制度を直ちに採用せず、制度をテストするための実験を早急に始めることを提案した。引き続いて、1969年から、制度を全国規模で実施した場合のコスト推計と小規模な実験が行われた。

これらを受けて、上記の様々な疑問に本格的に答えることを目指して、住宅補助実験プログラム (Experimental Housing Assistance Program : EHAP) が開始された。この実験は、全米の12の都市でバウチャーを実際に支給し、受給者の行動や非受給者、住宅供給者を含めた市場の変化を様々な側面から観察することを目的とし、1972年から1981年までの10年間にわたって実施された。EHAPでは5,300万ドル余りが3万人以上のプログラム参加者に住宅手当として支給された。それ以外に、研究のために8,200万ドル、実験の管理に2,300万ドルが支出された (Peterson 2000)。合計すると1億6000万ドル近くに達するが、この実験は、現在に至るまで、史上最大規模の社会実験であるといわれている⁶⁾。

実験プログラムは、運営実験 (administrative agency experiment)、需要実験 (demand experiment)、供給実験 (supply experiment) の3つのパートに分けられ、それぞれ独立に行われた。

運営実験は、文字通り、今までアメリカでは例のなかった住宅手当の制度を現実に運営することのフィジビリティを知るためのものであった (上記の問題 (1) および問題 (2) の一部)。全米の8つの都市で、各々400から900世帯を対象として実施された。

需要実験は、受給者サイドの問題 ((2)、(3)、(4)) に答えることを目的としたものであり、異なった手当のデザインをフェニックスとピッツバーグで各々1,800世帯を対象として実施された (異なったデザインとは、具体的には、先に述べたサーティフィケートやバウチャーの額の計算式や受給資格が様々な異なることを指す)。また、この実験では、補助を受給するグループ (treatment group) と比較のためのグループ (control group) が設けられており、本来の意味での「実験」と呼べるものであった。

供給実験は、最も重要と考えられた (5) に答えることを目的とするものであった。すなわち、この問題は、住宅手当が実際に行われた場合の市場全体に及ぼす影響に関するものであり、抽出されたサンプルの世帯を対象とするのではなく、市場全体に対して現実とものと同じプログラムを実施し、その反応を分析する必要があった。このために、ウィスコンシン州グリーン・ベイとインディアナ州サウス・ベンドの2つの都市が選ばれ、他の2実験が3年間であったのに対し、10年間にわたってエンタイトルメントとしての住宅手当が支給され、市場への影響が観察された。実験期間が長いのは、住宅手当の導入による需要増加に対して、供給側がどのように反応するかを (更新や新規投資などの供給行動) 調査するためである。そもそも時間を要する供給側の行動を観察するために長期間を要するだけでなく、需要の増加が一時的なものでは、恒久的な制度が導入された場合に予想される供給側の反応を引き出すことができないためである。

実験対象に選ばれたのは、中西部の比較的小規模な都市であるが、これは、長期間にわたってエンタイトルメント・プログラムを運営するためのコストの問題による。低所得世帯の住宅問題が主とし

6) 中川 (2002) は、EHAPを紹介し、我が国でもバウチャーの導入とそのために社会実験を行うことを提唱している。

て大都市で深刻であったことからすると、実験は大都市で行われるのが望ましかったことはいうまでもない。また、これらの都市は、人口が急増している地域と異なり、元来需要圧力の比較的小さい都市であった。また、この2都市は、共に実験の treatment group であり、control group が別途設定されたわけではない。これも、一部はコストの問題であるが、市場全体への影響をどのようにしてコントロールできるかという、実験計画上の問題も大きかったと考えられる。したがって、供給実験では、2都市におけるプログラム導入前後の状態を比較するという手法が採られたが、厳密な意味で管理された実験ではなかったことは否定できない。これについては、供給実験は実験というよりはむしろデモンストレーション・プロジェクトであったという評価もある。

実験の結果は膨大な報告書にまとめられており、その解釈についても完全な一致が見られたわけではないが⁷⁾、実験からの主要な発見を、実験プログラム全体のとりまとめと言える Struyk and Bendick (1981) によって整理すると以下の通りである。

(1) 住宅手当プログラムへの参加率は予想より低い：当初は当時の一般的な所得移転プログラム (Aid to Families with Dependent Children: AFDC) への参加率が有資格者の 80% を超えていることから、同程度になることが予想されたが、実験では 40% 程度に過ぎなかった。これには、世帯当たりの手当の額が AFDC と比べて低いことも関連している。

(2) 受給者は、支払われた手当の大部分を住宅以外の用途に使用した：実質的には現金支給に近い形になったのであるが、これは、プログラムで要求する住宅の水準が比較的安価で満たされたこと、また、消費者の住宅需要の所得弾力性が低かったことを意味する。実際、需要実験で計測された弾力性は、賃貸住宅居住者について 0.22 から 0.40、持ち家居住者について 0.44 という水準であった。EHAP は住宅需要の研究に対しても今までに例のない貴重な情報をもたらしたが、この結果から、住宅需要の所得弾力性がそれまで考えられていたものより低いという事実が一般的になった。

(3) 住宅手当を受給して新たな住宅に移転した世帯は極めて少なかった：受給者の移転率は control group の世帯の移転率をわずかに上回ったに過ぎなかった。この結果は、既にプログラムが要求する水準を満たす住宅に住んでいる受給者が大部分であったことを意味するが、手当の額と比べて移転コストが高いと判断した世帯が参加しなかった可能性もある。

(4) 住宅手当の導入は、2つの市場でほとんど、あるいは全く家賃上昇を引き起こさなかった。これは、実施されたプログラムの規模が小さく、参加率が低かったため、需要圧力が小さかったことに影響されている可能性がある。供給実験はエンタイトルメントとして実施されたが、手当の額が比較的小さく、住宅の水準に対する要求が低かったことは、「規模が小さい」ことを意味する。

2-3 セクション8

アメリカの住宅手当は、EHAP の結果を待たずに、1974 年に連邦住宅法 Section 8 Existing Housing

7) 実験がほぼ終了した時点で行われたコンファレンスの記録である、Bradbury and Downs(1981) は、この時点での実験実施者を含む多くの研究者の討論の様子をよく伝えている。

Program にサーティフィケートが導入されたことに始まる。このことにより、新たに建設された住宅ではなく、水準を満たした既存住宅を市場で探した世帯に対してサーティフィケートを通じた補助金が支給されることになった。

そして、EHAP 実施後、レーガン政権下の 1982 年の大統領諮問委員会報告 (President's Commission on Housing 1982) は、最終的にバウチャーへの転換を決定するものとなった。同報告書は、ほとんどすべての連邦住宅プログラムをバウチャーとすることを提案しているが、一方で「住宅政策はエンタイトルメントではなく……」としているなど、予算上の配慮からか、不明確な点があったという指摘もある (Downs 1983)。

バウチャーは 1983 年から試行的に導入されたが、80 年代後半には正式にセクション 8 の一部として採用され、予算制約から拡大には限界があったものの、他の連邦政府の低所得世帯向け住宅政策を圧して成長した。予算制約の背景には、連邦政府の予算が大きな赤字の下にあるという一般的事情の他に、住宅補助額そのものが高額になったことも影響している。1990 年代末頃に、受給世帯当たりの連邦政府のコストは、他の形態の住宅補助よりは低額であったものの、年間 6,000 ドルに達した。当初は所得の 25% であった受給世帯の負担割合が、1981 年に、1-2 で示したように 30% に引き上げられたのも予算制約の結果である。また、1995 年には公正市場家賃 (FMR) が地域の家賃分布の下位 45% から 40% へ引き下げられたが、これもバウチャー額の削減を行うためのものであった。

1998 年にはサーティフィケートとバウチャーが統合され、住宅選択バウチャープログラム (Housing Choice Voucher Program) として現在に至っている。

2004 年には、バウチャー受給者は 215 万世帯に達し、公営住宅 (約 130 万戸) を遙かに上回る、低所得者向けの最大の住宅プログラムとなっている。

3 最近の主要な政策論争

住宅バウチャーは、政府より民間市場に多くを依存し、同時に低所得世帯の住宅の質を向上させ、どこに住むかに関してより大きい自由を与えるという意味で、保守とリベラルの双方が支持するという政治的にも珍しい住宅プログラムとして始まった⁸⁾。しかし、1990 年代からいくつかの問題点が指摘され、抜本策を含めて様々な提案がなされるようになった。

バウチャーへの批判や改善案は様々であるが、現在までの所、バウチャーを廃止して、公営住宅を中心とした供給側の政策に戻るべきだという意見はあまり見られないようである。公営住宅であれバウチャーであれ、政府が低所得世帯の住宅に対して補助を行うことに一般的に反対する意見は存在しているが、このような「極端な」意見を別にすれば、バウチャーに対する主要な批判や提案は以下のようにまとめられるであろう。

8) このような一般的な見方に対し、Struyk(1990) は供給側の政策か、需要側の政策かという問いに対する回答は、保守かリベラルかのリトマス試験紙であると述べている。ここでは、保守派が需要側の政策を、リベラル派が供給側の政策を支持する傾向があることが示唆されている。

- (1) 家賃上昇をもたらしている。
- (2) 水平的不公平の問題がある。
- (3) 受給者の居住地移動によるセグリゲーションの問題改善に寄与していない。
- (4) 細分化された主体による運営のため非効率等の問題がある。

3-1 家賃上昇

EHAP の供給実験の最も重要なメッセージは、住宅手当の導入が市場の家賃水準にほとんど何の影響ももたらさないということであったが、実際には需給がタイトな住宅市場では、家賃上昇をもたらしているという批判である。市場における家賃上昇は、公正市場家賃を上昇させるため、バウチャーの受給者への影響は短期的にはほとんど生じないが、プログラムのコストを増加させ、結果として、経費削減のためのバウチャー計算スキームの変更をもたらす恐れもある。更に重要なのは、市場家賃の上昇はプログラムに参加していない消費者、とりわけ低所得の、本来ならバウチャーの有資格の世帯の住居費負担を増加させ、水平的不公平を拡大させることである。

Apgar (1990) は、需要側の政策に対して重要な意義を唱えたという意味で代表的なものであるといえよう。この論文では、1980 年代初めと比べると住宅市場が変化し、家賃が上昇していることから、費用効率性 (cost effectiveness: 相対的費用の安さ＝同額の費用でより多くの対象者を補助できる) という需要側の政策のメリットが薄れ、供給側の政策の重要性が増加したと論じている。また、バウチャー導入の基礎となっている EHAP 供給実験の 2 つの対象地は適切ではなかった、すなわち、結果として需要圧力が低い、停滞した市場が選ばれたとする⁹⁾。

この議論に対しては、費用効率性に関する事実認識 (多くの研究の解釈) が誤っているという反論 (Weicher 1990) や、需要側政策と供給側政策は国全体としてはどちらも有効なものであり、市場によってその相対的重要性は異なるが、現時点 (1990 年頃) では、需要側の政策を支持すべき市場の方が一般的である (Struyk 1990) という反論がなされた。

この費用効率性に対する疑問は、最近においても異なった形で提起されており (たとえば、McLure 1998 とそれに対する Shroder and Reiger 2000 の反論)、完全に決着したとは言えないが、受給世帯当たりのコストの多寡という直接的な費用の意味では、需要側政策が低コストであることを大多数が支持しているといえよう。

そして、Apgar (1990) の提起した問題への解答は、特定の市場の、特定の時点での住宅事情に多く依存すると考えられるが、バウチャーに起因する家賃上昇が現実には生じているかどうかについては、詳細な検討を必要とする。たとえば、Susin (2002) は、より多くのバウチャーが発行されている都市圏では、低所得世帯の居住する賃貸住宅の家賃上昇率が高い傾向にあることを指摘し、バウチャーが引き起こした家賃上昇に起因するロス (バウチャー受給者以外にも影響) が、それがもたらす補助額より大きいと結論している。

9) この批判は、バウチャー導入を巡る論争の中で、Kain(1981)によって行われた。

3-2 水平的不公平

バウチャーやサーティフィケートは、すべての有資格者に実際に補助を与えることができる（エンタイトルメント・プログラムとして運営することが容易）ことから、水平的公平の基準を満たすことができる政策であると考えられてきた¹⁰⁾。また、バウチャーが当初構想された時点では、エンタイトルメント・プログラムとして運営することが暗黙に前提とされていたと考えられる。EHAP の供給実験がエンタイトルメントとして実施されたことは、このことを物語っている。

しかし、現在に至るまで、住宅バウチャーは基本的には公営住宅の場合同様の、超過需要の下での、行列による「割り当て」によって配分されてきた。申し込んで、受給資格があると判定された世帯はウエイティング・リストの最後尾に登録される。公営住宅、バウチャーの別にウエイティング・リストを用意している場合もあるが、全部を一括したリストになっている場合もある。1998-99 年における数字では、バウチャーやサーティフィケートの所有者がバウチャーを現実に受け取るまでに要した時間は全米平均では 28 か月、受給者数が 10,000 ～ 30,000 世帯の大規模公共住宅当局のケースでは、平均 42 か月であった。また、基本的な入居資格を有する世帯に対しても、連邦政府による優先基準の他に、地域により入居資格に様々な優先基準が設けられていることが多く¹¹⁾、所得水準などの条件を満たしても、優先度の低い世帯は更に長時間を要することになる（以上の実態は Peterson 2000 による）。

上記の全米平均で 28 か月という平均待ち時間は、公営住宅の平均である 11 か月の 2 倍以上である。このことは、バウチャーの人気の高いことを意味しているが、バウチャーの大きな利点の一つと考えられていた水平的公平が現実には向上していないといえよう。

もし、バウチャーがエンタイトルメントなら、有資格世帯における参加率は 70% 程度に達するのではないかという、他の低所得者向けのエンタイトルメント・プログラムの実績から得られた推測がある。実際には、1999 年に借家に居住する極度に低所得（extremely low income）、または非常に低所得（very low income）世帯¹²⁾のうち何らかの住宅補助を受けていたのは 29% であった（推定値、実績値ともに、Grigsby and Bourassa 2004）。

このようにエンタイトルメントでないために水平的公平を欠くという批判は、この点がバウチャー等の利点の一つと考えられていただけに、否定することは困難である。予算に制約がある中で、どのようにエンタイトルメント化を進めるのかという問題について考えることが必要である。これに関しては、以下のようないくつかの提案がなされている。

- (1) 直接供給プログラムへの支出を停止すると共に、1 世帯当たりの援助額を削減（Olsen 2001, Olsen 2003）。

10) 食料切符など、他のバウチャーはエンタイトルメント・プログラムであり、我が国でも他の施策にバウチャーの導入が提案されている場合には、暗黙的なケースを含めて、エンタイトルメントであることが前提とされているようである。

11) 連邦政府による優先基準は、(1) 所得の 50% 以上を家賃支出に充当している、(2) 極めて質の低い住宅に居住している、(3) 強制的に住宅を退去させられた、の 3 点である。

12) 極度に低所得世帯、非常に低所得世帯とは、地域の所得の中央値（メディアン）の 30%、50% より低所得の世帯を意味する。

- (2) 応募者を削減：勤労年代の大人のいる世帯への補助期間を制限（7年以下）することによって、ウェイティング・リストを短くする（Peterson 2000）。
- (3) 対象世帯の限定を強化：高齢、障害などの特別な事情のある世帯を除き、支給対象を、就労中、求職中、あるいは職業訓練プログラム参加者に限定する（Millennial Housing Commission 2002）。
- (4) 連邦セーフティ・ネットとして再編成：低所得世帯に対する他の連邦セーフティ・ネット・プログラム（メディケイドや食料切符）と全面的に統合して、再編成する（Grigsby and Bourassa 2004）。

これらのうちでは、(1) ～ (3) がプログラムの設計変更の提案であるのに対し、(4) は最も抜本的な改革案である。この提案は、バウチャーが当初に構想され、導入された際の基本的認識である、住宅問題は住宅の物理的な品質の問題ではなくなったということを再確認した上で、低所得世帯は依然として、支払い能力、近隣地区の悪化、経済機会へのアクセスの制約、居住地移動の制約といった問題を抱えており、それらに対処する方法は、住宅バウチャーというよりは、より包括的なエンタイトルメント・プログラムである「連邦セーフティ・ネット」であるべきであるという主張である。

この提案に対しては、依然として住宅の質の問題はあるとする住宅関係者からの（予想された）反論があるが（たとえば、Armstrong and Basgal 2004）、現在の低所得者世帯の主要問題が上述のようなものであることについては、恐らく大きな反対はないと想像される（実際は、1970年頃の主張と大差がない）。しかし、Grigsby and Bourassa（2004）の提案がコストについての十分な検討を欠いているという指摘（Sard 2004）は重要である。

3-3 受給者の居住地移動

既に述べたように、バウチャーがもたらすと期待された居住地選択の自由の拡大は、一般的な「選択の自由」を意味するのではなく、「低所得世帯の集中居住の解消」と表裏一体となった、低所得者やマイノリティのセグリゲーションの改善を意味している。したがって、この文脈での移動性（mobility）とは、低所得地域から高所得地域（低所得世帯の割合の高い地域から低い地域）への移動を意味している（たとえば、Basolo 2003）。

低所得世帯が集中居住する地区では、単に居住水準が低いだけでなく、雇用等の経済機会が限られていること、居住者の健康の水準が低いこと、子弟の教育水準が低く、問題のある行動の発生率が高いこと、犯罪発生率が高いこと等々、様々なアメリカ社会の問題が集中していることが指摘されてきた。

また低所得世帯が集中居住する傾向が近年上昇していることも、この問題に拍車をかけている。1950、60年代に多数建設された高層の公営住宅だけでなく、1980年代の最低所得層にターゲットを絞った住宅政策もこの傾向を強めたとされる（Katz et al. 2001）。また、バウチャーの運営主体が細分化されているために、受給希望者が適切な住宅を見つけることが困難であるという問題があったが

(3-4を参照)、1999年には都市圏内ではバウチャーは携帯可能(portable)なものになり、この点からは、受給者の移動性は向上したと考えられている。

EHAPでは移転した世帯は極めて少なかったが、実際に導入された後でも、バウチャーを用いて移転する世帯が多くなかったことがしばしば指摘された。また、移転する場合にも、郊外の新たな低所得地区へ移転することが多いといったことなどが報告された(たとえば、Hartung and Henig 1997)。セグリゲーションには様々な要因があり、公営住宅による集中居住だけが原因ではないが、これがアメリカ社会にとっては極めて深刻な問題であり、バウチャーの居住地選択の自由がこの問題の解決に大きく寄与すると期待されていただけに、この問題は大きな関心を集めた。

ただし、実際にバウチャー受給者の居住地がどの程度低所得世帯の集中する地区であるのか、それは、賃貸住宅居住者平均、バウチャーを受給していない賃貸住宅居住者の平均と比べてどれほどの差異があるのか、差異がある場合、バウチャーという制度に起因する割合と、それ以外の原因に起因する割合はどれくらいか、といった問題については、数多くの研究が行われているが、一致した結論に達しているとはいえない。

更に、この議論の前提にある、劣悪な住環境が居住者にどのような影響(健康、雇用機会、子弟の教育等)を及ぼすのかについても、十分に科学的な研究結果があるわけではないと考えられた。この問題を研究するために、住宅都市開発省は、1994年にMoving To Opportunity(MTO)という実験プロジェクトを5つの都市で開始した。この実験では、低所得世帯の割合の高い公営住宅に居住する世帯がバウチャーを使って移転した場合に、世帯の厚生水準にどのような影響を与えるかを、無作為抽出された世帯を対象として分析した。

実験では、各都市で子供を持ち、公営住宅に住む各々600世帯が選ばれ、バウチャーを受給して、低所得者の割合が10%未満の地域へ移転することが義務づけられている「実験グループ」、バウチャーを受給するが、居住地を限定されていない「比較グループ」、バウチャーを受給しない「コントロール・グループ」に割り当てられ、社会保障の対象となるか、雇用状態、犯罪発生状況、若年者の問題行動の発生状況等について追跡調査が行われた。

そのうちのボストンにおける初期の発見を報告したKatz et al. (2001)では、低所得世帯が集中居住する地区の環境は居住者の健康や行動などに影響を与えたと結論し、この問題に関してバウチャーの有効性を主張している。

しかし、同じくMTOの初期の発見に基づき、子供の福祉に着目した報告であるDuncan and Ludwig (2000)は、バウチャー受給世帯の子供の厚生水準が上昇したとしても、それはバウチャーが好ましい公共政策であることを直ちに意味するものではないと述べている。彼らは、受給世帯の移動による「貧困家庭の再分配」は移動した子供の問題を改善するとしても、移転先の地区の子供の状態を悪化させるかも知れないという、政策的にはやや面倒な問題を提起している。

3-4 細分化された主体による運営のため非効率等

バウチャーは連邦政府のプログラムであるが、公営住宅同様、全米で約2,600もの公共住宅局(Public

Housing Authorities : PHA) によって運営されている。PHA は州法に基づいて設立された公的組織であるが、地方 (local) レベルの理事会によって運営され、程度は様々であるが、市や郡などの地方政府の影響下にあると見られている (Khadduri 2003)。

Kats (2003) は、このような分散した運営がもたらす問題として以下の 2 点を指摘している¹³⁾。

第 1 は、運営主体である PHA は各地域で独占状態にあり、バウチャーの運営に関して競争がないことである。このことは、バウチャーの運営に関し、イノベーションの欠如や説明責任に関する問題をもたらしうことが論じられてきた。

第 2 に、特に大都市圏では地方政府の管轄地域と人々の居住行動の範囲 (住宅市場) が不一致であることが問題を引き起こしている。たとえば、デトロイト都市圏には 31 の異なる PHA があり独自に活動している。このため、ポータブルになったとはいっても、低所得世帯がバウチャーを使って都市圏内で移動することにより、居住水準だけでなく、雇用機会や子弟の教育を改善することが十分に行えない。

このような問題に対し、ブッシュ政権は、バウチャーの運営主体を州政府に移し、ブロック・グラント化することを提案している (2004 年度予算に関連して提案された Housing Assistance for Needy Families 法案)。この提案では、連邦政府の支出する補助金年額が、50 州やワシントン D.C. に配分され、州政府等は、バウチャーの運営を、州政府内の組織 (福祉局等) に任せる、PHA と契約する、あるいは民間の NPO や営利組織と契約するといった選択肢を有する。

4 我が国への示唆

4-1 バウチャーと公営住宅の抱える課題

ここで紹介したアメリカのバウチャーを巡る議論や研究は、様々な面で参考になるが、ここでは、主として我が国の現在の公営住宅を巡る諸問題の解決に役立つか否かという観点から簡単に検討する。

我が国には、公営住宅の他に、都市再生機構が供給する、いわゆる公団賃貸住宅、および地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅があり、公的な直接供給としてみると公営住宅と共通点がある。しかし、これらには入居資格に所得の上限がなく (実質的には下限がある)、低所得階層をターゲットとした公営住宅とは政策上の位置づけが全く異なる。民間住宅市場が発展した現時点では、これらの住宅は、供給側か需要側かという以前に、政策上の存在理由自体が疑わしくなっている。しかし、公営住宅のように、低所得世帯の住宅を補助することについては、セーフティ・ネットとしての意義があり、供給側か需要側かという、政策手段の選択の問題として論じることの意味があると思われる。特に、現在各地で公営住宅の建て替えが重要な課題となっており、需要側へのシフトの具体策を現時点で論じることの意義は大きい¹⁴⁾。

我が国の公営住宅は、過去 50 年以上の間、低所得世帯を対象としたほとんど唯一の施策であり、

13) Kats (2003) 自体は、提案された法案に反対の立場である。一方、Khadduri(2003) は、州政府による運営には賛成だが、法案の他の側面に関しては不明確である。

14) この点は、戸田常一教授の指摘による。

重要な役割を果たしてきた。ストックも約 218 万戸で、全住宅ストックの 4.7%、賃貸住宅の 12.7% を占めており（2003 年）、アメリカと比べて、絶対的にも、相対的にも、遙かに大きい存在である。長い間に、社会経済環境の変化に対して制度の改革が行われてきたが（たとえば、1996 年の改革など）、現在また、ストック管理の問題を中心として様々な問題が生じており、その再編成が論じられている¹⁵⁾。

2003 年秋に発表された、社会資本整備審議会住宅地分科会の『新たな住宅政策のあり方について（建議）』（以下、「建議」）では、公営住宅の直面する課題として、以下の点を挙げている。

- (1) 同じ所得水準の公営住宅入居者と入居できない者との間の不公平感、収入超過者や高額所得者の居住による不公平感
- (2) 一部の入居希望者及び既入居者における高額な資産の保有
- (3) 経済社会情勢の変化に伴い、立地や利便性が必ずしも適切に反映されなくなっている家賃
- (4) 大都市等における高額所得者に適用される近傍同種家賃と市場家賃との乖離
- (5) 世代間の入居継承による長期の継続居住や特に利便性の高い住戸における長期の継続居住
- (6) 入居者の高齢化や収入の極めて低い入居者の集中
- (7) 改善事業や建替事業の円滑な実施の限界

「建議」では、このような課題に対し、真に住宅に困窮する者への対応とともに、運営の透明性・効率性を高めることが必要と指摘し、いくつかの対応策の検討を提言しているが、いずれも現行の公営住宅制度を前提とし、その改善を提案するものである。

住宅市場や他の社会問題や政策、およびそれらの背景の違いにより、重要度が異なるが、アメリカにおいて、バウチャーなどの需要側の政策が直接供給策に比較して持つメリットと考えられたことは（1-3 参照）、一般的には我が国についても該当する。このように考えると、上記の（1）～（7）の問題のほとんどすべてが、バウチャーでは生じないか、回避できる可能性があることが想像できよう。

（1）および（5）は、1-3 で、「援助の効率性の確保」として指摘した問題であり、バウチャーでは資格を失った対象者をほぼ自動的に補助対象から排除できる。もちろん、有資格の認定が適切に行われることが前提にあるが、これはどのような施策でも同様である。また、（4）は（1）への対応が適切であれば生じない問題である。

（3）および（7）は、市場における民間の既存ストックを活用するバウチャーでは、市場に任せればよく、政策担当者が心配する必要のない事柄である。

（6）の低所得者等の集中居住の問題は、アメリカではバウチャーのメリットとして最も期待された点の一つであり、受給者の移動が円滑に進めばバウチャーによって解決可能な問題である。この問題は、我が国では、アメリカと比べると、大きな問題とは考えられてこなかったが、中川（2002）は、

15) 国土交通省が作成した『住宅政策改革要綱』では、公営住宅改革の方向として、「公的賃貸住宅（ストック）の有効活用による住宅セーフティネットの機能向上」（カッコ内筆者）が掲げられている。

東京と大阪における実証分析により、我が国でも公営住宅により低所得世帯の集中が生じている可能性があることを指摘している。また、アメリカで懸念されているように、集中居住に起因すると考えられた諸問題が、人々が移動することによっても十分に改善しないとすれば、それは、バウチャーであれ、公営住宅であれ、住宅政策に期待することが元来無理な問題である。

(2) は重要な問題であるが、公営住宅だけでなく、生活保護など、多くのセーフティ・ネット政策に共通した問題であり、バウチャーに転換することによっても回避できない問題である。

4-2 バウチャー導入上の諸問題

このように、公営住宅が現在抱えている問題は、バウチャーによって解決可能な問題である場合が多い。一方で、アメリカにおけるバウチャーの実施に関わる諸問題は多くの場合、我が国でも同様に問題となるであろう。主なものについて、以下に簡単に論じる。

4-2-1 家賃上昇の問題

供給を増加させる政策に対し、需要を増加させる政策であるバウチャーに関する最大の懸念が、市場における家賃上昇であることは当然である。アメリカでも、この問題に対する判断が導入時に大きな議論になり、近年に至っても繰り返されている。

また、先述のように、この問題がどれくらい深刻かは、一般的に判断できる問題ではなく、特定時点の、特定市場の状況に左右されるものである。少なくとも、アメリカと比べて、あるいは過去の我が国と比べて、現時点の我が国では、以下の2つのポジティブな側面を指摘できるであろう。

- (1) 人口、そして世帯数の減少が（地域によって相当のタイムラグがあるが）確実なこととして予想されており、バウチャーを導入しても需要圧力は一般的にはそれほど高くないと想像される。
- (2) 潜在的には、借地借家法のため、常に超過需要の状態にあったと考えられる世帯向け民間賃貸住宅市場における供給が、定期借家が普及すれば増加することが期待できる。

しかし、住宅市場は地域によって様々であり、変化も激しいため、市場の需給変動を常に観察し、家賃上昇が著しい場合には、供給側の政策を組み合わせることが必要であろう。ただし、この場合の供給側の政策は、公的直接供給ではなく、民間市場への刺激策を準備しておくことが望ましい。

4-2-2 既存公営住宅の扱い

バウチャーは公営住宅に対する代替案として構想されるものであるが、その際に200万戸以上存在する既存公営住宅を無視することはできない。アメリカでは、バウチャーを中心とすることになって相当年月が経過した今日でも多数の公営住宅が存在し、バウチャーに次ぐ大きな存在となっている。需要側のバウチャーと組み合わせて、供給側の政策を補完的に行っているという側面も完全には否定できないが、廃止が困難であるという政治的理由等も考えられる。しかし、公営住宅と併存したまま

では、コスト面からの問題が大きく、また、バウチャー導入の契機となる公営住宅の諸問題はそのままである。

考えられる方策は、現在の公営住宅居住者にもバウチャーを導入することである¹⁶⁾。以前、ヨーロッパにおける住宅手当制度が紹介された際に、一部の論者により、公営住宅居住者の家賃負担を更に低減させる方法として手当が推奨されたが、それとは全く異なる。

まず、公営住宅についても市場家賃を設定する。そして、民間市場の既存住宅と同様に、バウチャー受給者により選択されれば、バウチャーが「受給者に対し」適用される。バウチャー受給者以外が入居すれば、市場家賃が課せられる。この場合、地方公共団体が現在の公営住宅を所有することには余り意味がなくなるので、民間への売却を認める。このようにして得られた資金はバウチャーの原資の一部とすることも考えられる。また、地方公共団体が引き続き住宅を所有としても、市場家賃で民間市場における競争に直面するので、所有以外の側面では「民営化」されると言える。

4-2-3 水平的公平

我が国の公営住宅の課題とされている問題（「建議」）のうち、(1)は水平的公平の問題であり、恐らく現在の公営住宅の問題のうちで最も深刻なものであろう。バウチャーがこれに対応することが「潜在的に」可能なことは先に述べたとおりであるが、そのためにはエンタイトルメント・プログラムとして実施される必要がある。

持ち家を購入する比較的所得の高い世帯を対象としている筈の持ち家取得促進税制が、実はエンタイトルメントであることを考えると、セーフティ・ネットである低所得世帯向けのプログラムがエンタイトルメントであるべきことに、理念的には全く疑問はない。しかし、予算制約等を考慮すると、新たに大規模なエンタイトルメント・プログラムを導入することには、現実的には大きな問題がある。この問題を考えるためには、エンタイトルメントとした場合のコストの推定が必要である¹⁷⁾。コスト推定のためには、少なくとも、その前提となる、

＊ 受給世帯あたりの補助額

＊ 有資格者の数

＊ プログラムへの参加率

を知る必要がある。

これらのうち、受給世帯あたりの補助額、有資格者の数が制度の設計に依存することは当然であるが、プログラムへの参加率も、それらを通じて最終的には制度の設計に依存している。現行の公営住宅では、立地が悪かったり、古かったりする住宅に対しては、応募者が少なく、空家になっているケースが増えていることが報告されているが、一方で、極めて人気のある住宅もあり、大都市圏では、応募倍率が平均して10倍以上のケースも少なくない。市場家賃より安価であるため、超過需要が発

16) 既存の公営住宅へのバウチャー導入は、vouchering outと呼ばれる。アメリカにおける提案については、Weicher(1997)を参照。

17) Downs(1983)は、バウチャーの本格導入を提言した大統領諮問委員会答申を、結論の大筋に賛成しながら、コストの推定を欠いているという大きな欠陥があると批判した。

生しており、公営住宅への参加「希望」率は相当高いことが想像されるが、これらの情報から公営住宅希望世帯がどれ位存在するのかを推定することは極めて困難である。しかし、対象となる世帯にとって、公営住宅と同程度の便益が得られるのなら、居住地選択の自由があり、集中居住によるスティグマが小さいと推測されるバウチャーへの参加率は、公営住宅の参加「希望」率をはるかに上回る可能性がある。

しかし、公営住宅と同程度の「便益」と上に述べたように、プログラムへの参加率は、受給者当たりの補助額に影響されるという関係にある。

また、エンタイトルメントとして実施するのが實際上不可能、あるいは困難であった場合に、それでもバウチャーを導入するかどうかは極めて重要な問題であり、上記のような具体的な議論以前に考えておくことが望ましい。

アメリカでは、待行列による割り当てが行われていることは上で紹介した通りであるが、更に、応募者が市場で住宅を見つけるのに失敗する率が高いというプログラムの欠点も、結果的には割り当ての機能を果たしていると考えられる。アメリカで、待行列による割り当てが比較的自然に行われたのは、それが公営住宅の入居者の決定に用いられていた方法であったためである。しかし、我が国で公営住宅の入居者決定の一般的な方法である抽選によって、現金給付に近いバウチャーの受給者を決定することは、政策的には不可能ではないかと想像される。

おわりに：再び「バウチャー導入の検討」のすすめ

アメリカでは、需要側の政策への転換が唱えられ、バウチャーが公式な検討の俎上に登ってから、本格的実施についての決定が下されるまでに、周到な研究が行われた（研究結果を待たずに、政治的決定により、試行的に導入されたが）。我が国では、住宅バウチャーへの関心がようやく見られるようになったという段階ではあるが、どのような知見に基づいて、導入の是非を論じるべきなのかを考えておくことは有益であろう。

4-2 で取り上げた3つの問題は、いずれも現時点では答えることの困難な問題である。しかし、アメリカの経験、および前節での検討から、バウチャーの導入の是非の判断には、需要側政策の一般的なメリット、デメリットの議論を超えて、実際のバウチャーの設計が大きく影響するであろうことが明らかである。すなわち、バウチャーの効果は、制度に対する対象世帯（低所得世帯）の評価とそれに基づく行動に大きく依存する。このため、バウチャーの効果を判断したり、予測したりする場合には、具体的な制度設計に基づいたものであることが不可欠である。

我が国でも、EHAPのような社会実験を行ってその是非を判断する材料にするべきであるという考え（中川 2002）は、その意味で重要な指摘である。具体的に設計された制度を実施する実験を行うことは、上記の問題に答える最も確実な方法と考えられるからである。また、我が国でも、様々な「社会実験」が実施されたり、構造改革特区の形で一種の実験的な政策の試行が行われるなど、実験を行う環境はできつつある。

ただし、アメリカにおける EHAP の実験の経験は、周到に準備され、莫大な費用を費やした実験でさえも、市場の変化や多様性に十分対応することが困難であったことも示している。EHAP のような規模（主に費用面）の実験を我が国で実施することは、少なくとも当面は困難であろうから、どのような実験を、何を知るために行うかを検討することが必要である。

EHAP の中では、供給実験は最も重要な要素であり、住宅手当が市場全体に及ぼす影響を判断するためのものであった。そのために、規模が大きく、実験期間も極めて長かった（当然、費用も多額であった）。しかし、市場全体を対象とすべきであったために、完全な実験を設計することができず、結果が実験の場所や時点に大きく依存するものとなってしまった。

EHAP を参考にして考えると、供給実験を実施するか否か、家賃上昇に代表される市場全体への影響を、実験あるいは、それ以外の研究方法でどのように分析できるかが、判断を要する重要な問題ではないかと考えられる。

参考文献

- 国土交通省住宅局『住宅政策改革要綱～住宅政策の集中改革の道筋』2004.
- 駒井正晶「戦後の住宅政策の回顧と展望：供給重視政策から需要重視政策へ」『日本経済政策学会年報 1989』1989, 154-161.
- 社会資本整備審議会住宅地分科会『新たな住宅政策のあり方について（建議）』2003.9
- 内閣府政策統括官（経済財政－景気判断・政策分析担当）『バウチャーについて－その概念と諸外国の経験』政策効果分析レポート、No.8（2002）.
- 中川雅之「社会実験と住宅補助政策の効果の検証」『都市住宅学』No.36（2002）、28-33.
- 山崎福寿「公営住宅など廃止を「住宅切符」に転換」『日本経済新聞』2004.11.16.
- Apgar, William C., Which Housing Policy is Best? *Housing Policy Debate*, 1/1（1990）, 1-32.
- Armstrong, James P., and Ophelia B. Basgal, Comment on William G., Grigsby and Steven C. Bourassa's, "Section 8: The Time for Fundamental Program Change?" *Housing Policy Debate*, 15/4（2004）, 851-863.
- Basolo, Victoria, Local Response to Federal Changes in the Housing Voucher Program: A Case Study of Interregional Cooperation, *Housing Policy Debate*, 14/1&2（2003）, 143-168.
- Bradbury, Katherine and Anthony Downs (eds.), *Do Housing Allowances Work?* Washington, D.C.: Brookings Institution, 1981.
- Bruce, Neil and Michael Waldman, Transfers in Kind: Why They Can Be Efficient and Nonpaternalistic, *American Economic Review*, 81/5（1991）, 1345-1351.
- Downs, Anthony, The President's Housing Commission and Two Tests of Realistic Recommendations, *AREUEA Journal*, 11/2（1983）, 182-191.
- Duncan, Greg, J. and Jens Ludwig, Can Housing Vouchers Help Poor Children? *Children's Roundtable Report*, No.3（July 2000）, Brookings Institution.
- Grigsby, William G., and Steven C. Bourassa, Section 8: The Time for Fundamental Program Change? *Housing Policy Debate*, 15/4（2004）, 805-834.
- Hartung, John M. and Jeffrey R. Henig, Housing Vouchers and Certificates as a Vehicle for Deconcentrating the Poor: Evidence from the Washington, D.C. Area, *Urban Affairs Review*, 32/3（1997）, 403-19.
- Houenstein, E. Jay, *Housing Vouchers: A Comparative International Analysis*, New Brunswick, New Jersey: Center for Urban Policy Research, 1986.
- Kain, John F. A Universal Housing Allowance Program, in Katherine Bradbury and Anthony Downs, *Do Housing Allowances Work?* 1981.
- Kats, Bruce, Housing Vouchers: Performance and Potential, Testimony before Committee on Financial Services, Subcommittee on Housing and Community Opportunity, United States House of

- Representatives, June 17, 2003.
- Katz, Lawrence F., Jeffrey R. Kling and Jeffrey B. Liebman, Moving to Opportunity in Boston: Early Results of a Randomized Mobility Experiment, *Quarterly Journal of Economics*, (May, 2001), 607-654.
- Khadduri, Jill, Should the Housing Voucher Program Become a State-Administered Block Grant? *Housing Policy Debate*, 14/3 (2003), 235-269.
- Lowry, Ira S. (1983), *Experimenting with Housing Allowances: The Final Report of the Housing Assistance Supply Experiment*. Cambridge, M.A.: Oelgeschlager, Gunn & Hain.
- McClure, Kirk, Housing Vouchers versus Housing Productions: Assessing Long-term Costs, *Housing Policy Debate*, 9/2 (1998), 355-71.
- Millennial Housing Commission, *Meeting Our Nation's Housing Challenges: Report of the Bipartisan Millennial Housing Commission Appointed by the Congress of the United States*, Washington, D.C. 2002.
- Nichols, Albert L. and Richard Zeckhauser, Targeting Transfers through Restrictions on Recipients, *American Economic Review*, 72/2 (1982), 372-377.
- Olsen, Edgar O., The Cost-effectiveness of Alternative Methods of Delivering Housing Subsidies, Working Paper 351, Thomas Jefferson Center for Political Economy, University of Virginia, Dec. 2000.
- Olsen, Edgar O., Housing Programs for Low-income Households, NBER Working Paper No.8208, 2001.
- Olsen, Edgar O., *Fundamental Housing Policy Reform*, University of Virginia, 2003.
- O' Sullivan, Arthur, *Urban Economics*, 5th ed. McGraw Hill, 2003..
- Peterson, George E. Housing Vouchers: The U.S. Experience, in C. Eugene Steuerle, et al. (eds.), *Vouchers and the Provision of Public Services*, 2000, 139-175.
- Posner, Paul, Robert Yetvin, Mark Schneiderman, Christopher Spiro, and Andrea Barnett, A Survey of Voucher Use: Variations and Common Elements, in C. Eugene Steuerle, et al. (eds.), *Vouchers and the Provision of Public Services*, 2000, 503-539.
- President's Commission on Housing, *The Report of the President's Commission on Housing*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1982.
- Priemus, Hugo, Housing Vouchers: A Contribution from Abroad, in C. Eugene Steuerle, et al. (eds.), *Vouchers and the Provision of Public Services*, 2000, 176-194.
- Sard, Barbara, Comment on William G., Grigsby and Steven C. Bourassa's, "Section 8: The Time for Fundamental Program Change?" *Housing Policy Debate*, 15/4 (2004), 835-849.
- Shroder, Mark and Arthur Reiger, Vouchers versus Production Revisited, *Journal of Housing Research*, 11/1 (2000), 91-107.

- Steuerle, C. Eugene Van Doorn Ooms, George E. Peterson, and Robert D. Reischauer (eds.), *Vouchers and the Provision of Public Services*, Brookings Institution Press, Committee for Economic Development, Urban Institute Press, 2000.
- Steuerle, C. Eugene, Common Issues, in C. Eugene Steuerle, et al. (eds.), *Vouchers and the Provision of Public Services*, 2000, 3-39.
- Struyk, R.J., Comment on William Apgar's "Which Housing Policy is Best?," *Housing Policy Debate*, 1/1 (1990), 41-51.
- Struyk, J. Raymond and Marc Bendick (eds.), *Housing Vouchers for the Poor*, Washington, D.C.: The Urban Institute, 1981.
- Susin, Scott, Rent Vouchers and the Price of Low-income Housing, *Journal of Public Economics*, 83 (2002), 109-152.
- Weicher, J.C., Comment on William Apgar's "Which Housing Policy is Best?," *Housing Policy Debate*, 1/1 (1990), 33-39.
- Weicher, John C., The Voucher/Production Debate, Denise DiPasquale and Langley C. Keyes (eds.), *Building Foundations: Housing and Federal Policy*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1990, 263-292.
- Weicher, John C., *Privatizing Subsidized Housing*, Washington, D.C.: American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1997.

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003 年 11 月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	November 2003
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代 —高齢者の安定居住に関する基礎的研究—	2003 年 11 月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003 年 11 月
5	香川敏幸 市川 顕	自然災害と地方政府のガバナンス ～ 1997 年オーデル川大洪水の事例～	2003 年 12 月
6	巖 網林 松崎 彩 鳴原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステム サービスの評価 —地域環境ガバナンスのための GIS ツールの適用—	2003 年 12 月
7	早見 均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県における CDM（クリーン・デベロ プメント・メカニズム）の可能性と実践：ヒュー マンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003 年 12 月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂 —ヒューマンセキュリティと政策対応—	2003 年 12 月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策運営 —総合政策学の視点から—	2003 年 12 月
10	駒井正晶	PFI 事業の事業者選定における価格と質の評価方 法への総合政策学的接近	2003 年 12 月
11	小暮厚之	生命表とノンパラメトリック回帰分析 —我が国生保標準生命表における補整の考察—	2004 年 1 月
12	Lynn Thiesmeyer	Human Insecurity and Development Policy in Asia: Land, Food, Work and HIV in Rural Communities in Thailand	January 2004
13	中野 諭 鄭 雨宗 王 雪萍	北東アジアにおけるヒューマンセキュリティを めぐる多国間政策協調の試み：日中韓三国間の CDM プロジェクトの可能性	2004 年 1 月

* 各ワーキングペーパーは、当 COE プログラムのウェブサイトに掲載されており、そこから PDF 形式で全文ダウンロード可能である。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい (coe2-sec@sfc.keio.ac.jp)。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されんことを期待する（原稿ファイルの送信先：coe2-wp@sfc.keio.ac.jp）。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウェブサイトに掲載されている。
当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

14	吉岡完治 小島朋之 中野 諭 早見 均 桜本 光 和気洋子	瀋陽市康平県における植林活動の実践： ヒューマンセキュリティの日中政策協調	2004 年 2 月
15	Yoshika Sekine, Zhi-Ming YANG and Xue-Ping WANG	Air Quality Watch in Inland China for Human Security	February 2004
16	Patcharawalai Wongboonsin	Human Security and Transnational Migration: The Case in Thailand	February 2004
17	Mitsuaki Okabe	The Financial System and Corporate Governance in Japan	February 2004
18	Isao Yanagimachi	Chaebol Reform and Corporate Governance in Korea	February 2004
19	小川美香子 梅嶋真樹 國領二郎	コンシューマー・エンパワーメント技術 としての RFID —日本におけるその展開—	2004 年 2 月
20	林 幹人 國領二郎	オープンソース・ソフトウェアの開発メカニズム —基幹技術開示によるヒューマンセキュリティ—	2004 年 2 月
21	杉原 亨 國領二郎	学生能力を可視化させる新しい指標開発 —経過報告—	2004 年 2 月
22	秋山美紀	診療情報の電子化、情報共有と個人情報保護に ついての考察—ヒューマンセキュリティを実現 する制度設計に向けて—	2004 年 3 月
23	飯盛義徳	地域活性化におけるエージェントの役割 —B2B システムによる関係仲介とヒューマン セキュリティ—	2004 年 3 月
24	山本悠介 中野 諭 小島朋之 吉岡完治	太陽光発電のユーザーコストと CO ₂ 削減効果： 大学におけるヒューマンセキュリティへの具体的 取組みに向けて	2004 年 3 月
25	Jae Edmonds	Implications of a Technology Strategy to Address Climate Change for the Evolution of Global Trade and Investment	March 2004
26	Bernd Meyerab Christian Lutza Marc Ingo Woltera	Economic Growth of the EU and Asia. A First Forecast with the Global Econometric Model GINFORS	March 2004
27	Wei Zhihong	Economic Development and Energy Issues in China	March 2004
28	Yoginder K. Alagh	Common Futures and Politics	March 2004

29	Guifen Pei Sayuri Shirai	China's Financial Industry and Asset Management Companies—Problems and Challenges—	April 2004
30	Kinnosuke Yagi	Decentralization in Japan	April 2004
31	Sayuri Shirai	An Overview of the Growing Local Government Fiscal Problems in Japan	April 2004
32	Sayuri Shirai	The Role of the Local Allocation Tax and Rerorm Agenda in Japan—Implication to Developing Countries—	April 2004
33	山本 聡 白井早由里	経済安定の基盤としての地方自治体の財源問題—地方交付税のフライペーパー効果とその実証分析—	2004 年 4 月
34	岡部光明 藤井 恵	日本企業のガバナンス構造と経営効率性—実証研究—	2004 年 4 月
35	須子善彦 國領二郎 村井 純	知人関係を用いたブライバシ保護型マッチングシステムの研究	2004 年 4 月
36	渡部厚志	「移動の村」での生活史：「人間の安全」としての移動研究試論	2004 年 4 月
37	巖 網林	自然資本の運用による環境保全と社会発展のためのフレームワークの構築—チンハイ・チベット高原を事例として—	2004 年 4 月
38	榊原清則	知的メンテナンス・システムの構築をめざすアメリカの産学官連携プロジェクト	2004 年 5 月
39	白井早由里 唐 成	中国の人民元の切り上げについて—切り上げ効果の検証と政策提言—	2004 年 5 月
40	草野 厚 岡本岳大	対中国 ODA に関するメディア報道の分析—新聞報道の比較を中心に—	2004 年 5 月
41	草野 厚 近藤 匡	政策決定過程におけるマスメディアの機能—イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道の影響—	2004 年 5 月
42	草野 厚 古川園智樹 水谷玲子	視聴率の代替可能性—メディア検証機構に焦点を当てて—	2004 年 5 月
43	中川祥子	「信頼の提供」に基づいた NPO と行政のパートナーシップ・モデルの提示	2004 年 5 月
44	安西祐一郎	ヒューマンセキュリティへの総合政策学アプローチ	2004 年 5 月
45	小倉 都	日本における再生医療ビジネスの課題とベンチャー企業の取り組み—ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの事例分析について—	2004 年 7 月
46	伴 英美子	高齢者介護施設における従業員のバーンアウトに関わる組織システムの調査—総合政策学的視座—	2004 年 7 月

47	伊藤裕一	「開かれた政策協調手法」の発展とその評価 — EU 雇用政策分野における取組みを中心に—	2004 年 7 月
48	Hideki Kaji Kenichi Ishibashi Yumiko Usui	Human Security of the Mega-cities in East and South-East Asia	July 2004
49	Takashi Terada	Thorny Progress in the Institutionalization of ASEAN+3: Deficient China–Japan Leadership and the ASEAN Divide for Regional Governance	July 2004
50	Sayuri Shirai	Recent Trends in External Debt Management Practices, Global Governance, and the Nature of Economic Crises —In Search of Sustainable Economic Development Policies—	September 2004
51	Sayuri Shirai	Japan, the IMF and Global Governance —Inter-Disciplinary Approach to Human Security and Development—	September 2004
52	Sarunya Benjakul	Equity of Health Care Utilization by the Elderly Population in Thailand during the Periods of the Economic Bubble and after the Economic Crisis: Human Security and Health Policy Options	September 2004
53	中林啓修	先進国の治安政策と「人間の安全保障」 — EU 司法・内務政策を巡る考察—	2004 年 9 月
54	Yuichi Ito	Globalisation, Regional Transformation and Governance — The Case of East Asian Countries —	January 2005
55	孫 前進 陳 宏 香川敏幸	东北亚经济空间形成中的流通环境分析 [中国語論文]	2005 年 1 月
56	巖 網林 小島朋之 早見 均	运用京都协议书清清开发机制 (CDM) 构筑可持续的 植树造林机制—日本庆应义塾大学与中国沈阳市 林业局合作造林的实践经验—[中国語論文]	2005 年 1 月
57	白井早由里	開発援助 (ODA) のもたらすマクロ経済問題 —総合政策学アプローチに向けて—	2005 年 1 月
58	白井早由里	援助配分・供与についての新しいアプローチ —ヒューマン・セキュリティとミレニアム開発 目標の達成に向けて—	2005 年 1 月
59	小暮厚之	多変量保険リスク管理への共単調性アプローチ —ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
60	枇々木規雄	動的投資決定のための多期間ポートフォリオ 最適化モデル—ヒューマンセキュリティへの 基盤研究—	2005 年 4 月
61	松山直樹	変額年金保険のリスク管理 (現状と課題) —ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
62	工藤康祐 小守林克哉	EIA (株価指数連動型年金) に含まれるオプション性 について—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月

63	田中周二	第三分野保険（医療、就業不能、介護）の経験表の作成について—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
64	田中周二	大論争「現行アクチュアリー実務は間違っているのか」—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
65	巖 網林 宮坂隆文	衛星データによる砂漠化進行の時系列分析と農業政策による影響の考察—中国内蒙古自治区ホルチン砂地を事例として—	2005 年 4 月
66	中林啓修	司法・内務分野における EU の対中東欧支援政策—「人間の安全保障」実現にむけた国際協力構築の一形式—	2005 年 4 月
67	青木節子	宇宙の軍事利用を規律する国際法の現状と課題	2005 年 4 月
68	青木節子	適法な宇宙の軍事利用決定基準としての国会決議の有用性	2005 年 4 月
69	岡部光明 光安孝将	金融部門の深化と経済発展—多国データを用いた実証分析—	2005 年 4 月
70	森平爽一郎 神谷信一	日本の家計はバブル崩壊以降危険回避的であったのか？	2005 年 4 月
71	小暮厚之 長谷川知弘	将来生命表の統計モデリング: Lee-Carter 法とその拡張—ヒューマンセキュリティへの基盤研究—	2005 年 4 月
72	山田 悠 小暮厚之	取引システムが価格形成に与える影響の分析—総合政策学の視点による研究—	2005 年 7 月
73	駒井正晶	住宅バウチャー：アメリカの経験に学ぶ	2005 年 7 月
74	安井 綾 平高史也	「ヒューマンセキュリティの基盤」としての言語政策	2005 年 7 月
75	野中 葉 奥田 敦	インドネシアにおけるジルパップの現代的展開における総合政策学的研究—イスラームと向き合う世俗高学歴層の女性たち—	2005 年 7 月

1. (シリーズの目的) 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点---ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことにあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者30名(以下COE推進メンバーという。当COEウェブページに氏名を掲載)またはその共同研究者等(下記の4を参照)による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ(Policy and Governance Research Data and Document Series)」を2004年6月に新たに創設しました。当COEの研究領域や研究内容等はウェブページ(本稿末尾)をご参照ください。

2. (集録論文の性格) シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当COE主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文(リプリント)など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか(または両方)が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

3. (投稿の方法) 投稿は、論文の文書ファイル(図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの)を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則としてMS-WordまたはLaTeXで書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの(camera-ready manuscript)をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

4. (投稿資格) 当COE推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の研究協力者(共同研究者あるいは当COEリサーチアシスタント等)は必ず当COE推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となるCOE推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は、その著者としてSFC修士課程学生やSFC学部学生を含む共著論文であってもかまいません(ただし学部学生は第一著者にはなれません)。著者としてSFC大学院以外の大学院生を含む場合には、修士課程学生は第一著者になれず、また博士課程学生も原則として第一著者になれません。研究協力者がSFCの内部者、外部者のいずれの場合でも、投稿論文の著者(複数著者の場合はそのうち少なくとも1名)は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者(当COE推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる)であることを条件とします。

5. (論文査読の有無) シリーズの趣旨に鑑み、一般の学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とは言いがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、1)当該論文の採録を見送る、2)掲載するうえで必要な改訂(体裁その他の点)を著者にお願いする、3)当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常10日以内に必要の改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ(例えばPhotoshop EPSなど)の提出をお願いする場合があります。

6. (投稿料・原稿執筆料) 投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当該ワーキングペーパーを原則として40部進呈いたします(それ以上の場合も十分対応できますので申し出て下さい)。

7. (著作権) ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

8. (公開方法) 本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します(既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それらは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります)。またウェブ上においても、原則としてすべての論文をPDFファイル形式でダウンロード可能な状態で掲載し、公開します。

9. (原稿執筆要領) 提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1) A4版、横書き、各ページ1列組み(2列組みは不可)。

2) 活字サイズは、日本語または中国語の場合10.5～11ポイント、英語の場合11～12ポイントとする。1ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合1ページ40字30行、英語の場合1ページ30行をそれぞれ目安とする。(これら3つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様。)

3) タイトルページ(1枚目)には、論題、著者名、著者の所属と肩書き(大学院生に場合には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと)、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格(学会発表の経緯など)や謝辞を記載。「COEの研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題(メインタイトルおよびサブタイトル)ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する(当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため)。

4) その次のページ(2枚目)には、論題、著者名、概要、キーワード(4-6つ程度)を記載。概要は必須とし、一つの段落で記載する。その長さは7-12行(日本語論文または中国語論文の場合は250字-400字程度、英文論文の場合は150語程度)を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要は、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

5) 本文は、その次のページ(3枚目)から始める。

6) タイトルページを第1ページとし、論文全体に通しページ(下方中央)を付ける。

7) 注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する(論文の最後にまとめて記載するのではなく)。

8) 図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する(図表自体は論文末尾に一括添付する)か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

9) 引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10) 文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11) 論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの(本文が15-30ページ程度)を目安とする。

10. (投稿要領の改訂) 投稿要領の最新時点のものは、随時、当COEのウェブページに掲載します。

論文の投稿先: coe2-wp@sfc.keio.ac.jp

論文冊子の入手その他: coe2-sec@sfc.keio.ac.jp

論文のPDF版(COEウェブページ): <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

ワーキングペーパーシリーズ編集委員: 岡部光明(編集幹事)、梅垣理郎、駒井正晶